

調布市剣道連盟・個人情報保護運用細則

(趣旨)

1. この細則は調布市剣道連盟における個人情報保護に関する方針(平成18年4月23日発行、以下「方針」という)の規定に基づき、個人情報の適切な運用及び管理について必要な事項を定めるものとします。

(個人情報の取得)

2. 個人情報の取得とは、調布市剣道連盟又は当連盟が関与する機関が主催する各種大会、審査会、講習会等への参加申請や登録に際し、個人の特定を目的とするものとします。

(適正・公正な方法)

3. 適正・公正な方法とは、個人情報の取得に際しては、開催する各種事業を事前に案内すると共に、取得方法を明示するものとします。

(個人情報の利用)

4. 個人情報の利用は、原則として取得目的の範囲で利用するものとします。
5. 個人情報の利用に関し、取得目的を超えて利用する場合は、事前に本人、又は保護者の同意を得る事を条件とします。
6. 個人情報の利用に関し、大会の優勝や入賞、審査の合格時等は必要の都度、目的に合わせ公表する場合があります。

(個人情報の公開拒否)

7. 個人情報の利用に関し、ホームページ(以降HP)等に公表されることを拒否する場合は、予めその旨を剣連事務局へ書面にて届出するものとし、年度毎に改訂するものとします。
8. 公表される事に同意されない場合は、HPへの掲載を割愛するか、若しくは掲載する場合、団体名及び姓のみを掲載するものとします。

(第三者提供)

9. 法令ならびに取扱い委託の場合を除き、原則として個人情報を第三者へ提供することは一切致しません。
10. 第三者提供が為されることが無いようにするため、個人情報の管理者を特定するものとします。

(個人情報の管理)

11. 10項について当連盟の管理者は、理事長及び事務局長とし、必要な範囲で正確・最新の状態で、安全に管理します。
12. 個人情報の不正なアクセス、漏洩、盗み見、改ざん、破壊、紛失等を防ぐため、必要かつ適切な安全管理対策を講じます。
13. 12項を実現するため、紙媒体はその利用目的を終えたならば廃棄処分とするものとします。
14. 12項を実現するため、電子媒体は事務局長を管理者として運用を管理し、暗号化を図るなど適切な安全対策を講じます。
15. 個人情報を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、管理者が適切に監督するものとします。

(個人情報の開示・修正)

16. 個人情報の本人から情報開示や修正を求められた場合は、状況を判断し、本人確認を適切に行い、速やかに対処します。

(連盟組織の体制)

17. 当連盟は組織体制を構築する際には、個人情報保護に関する安全管理体制を図ると共に、関係者(先)に周知徹底するものとします。
18. 17項について、変更が生じた場合は速やかに改訂を図り、周知徹底するものとします。

(個人情報の問合せ)

19. 当連盟の個人情報に関する問合せ窓口は事務局とし、事務局長を管理者として問合せに応じ、必要な措置を講じるものとします。

(個人情報保護細則の運用)

20. 細則の運用にあたり、管理者の事務局長を支援する機関として事務局に運営委員会を設置するものとします。
21. 運営委員会は、事務局長、及び剣連HPの管理者2名、各団体HPの管理者6名の計9名で構成するものとします。

(細則の発効)

22. 当連盟の個人情報保護細則は下記理事会の承認で発行し、その運用について周知・徹底を図るものとします。